平成２６年（フ）第１２６９号
福岡市南区曰佐４丁目10番10号
破産者　コラットこと　西村香代子(旧姓隠塚)
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２２号
福岡市城南区長尾１丁目19番27号
破産者　野地　幸男
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６００号
福岡市南区野多目１丁目10番21―206号
破産者　志佐マリ子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６４５号
福岡県春日市下白水北１丁目135番地　ネオラール春日202号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目17番１―605号　東峰マンション那珂川
破産者　古賀　政逸
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６９３号
福岡市東区松田３丁目19番６―606号、旧住所福岡市博多区千代１丁目１番67―308号
破産者　坂元　玄徳
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６号
福島県郡山市西ノ内２丁目１番２号　ヴィラ・デル・ソーレＢ―３号
破産者　國井　隆介
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４８４号
神奈川県大和市代官４丁目９番地４　藤和ライブタウン大和桜ケ丘弐番館201号
破産者　後藤　忠宏
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７２号
横浜市南区日枝町２丁目48番地　宮川ビル203
破産者　伏見　東峰
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８２号
横浜市泉区和泉が丘２丁目８番８号　ビーンズⅡ101号
破産者　松島こと　王　　永寿
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８３号
横浜市泉区和泉が丘２丁目８番８号　ビーンズⅡ101号
破産者　松島こと　徐　　英子
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９１号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑419番地70
破産者　松本　　肇
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４９号
横浜市金沢区六浦南４丁目10番11号　メゾンクロサワ201号
破産者　塩川　倫義
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０８号
神奈川県平塚市田村３丁目１番34―409号　秀和平塚レジデンス
破産者　三塚　長巳
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４１６号
神奈川県小田原市飯田岡139番地の８　ケイパレス２、前住所神奈川県茅ヶ崎市堤４番地17
破産者　本間　和男
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１８号
金沢市春日町３番３号　ロイヤルシャトー夢香山1105号、従前の住所金沢市彦三町２丁目３番３号
破産者　木田　文江
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３１５号
金沢市伏見新町255番地　サンピア泉ヶ丘902号、従前の住所金沢市泉野町１丁目15番22号
破産者　赤嶺　福実
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６９号
山梨県甲斐市富竹新田899番地１　中沢住宅Ａの３
破産者　渡邊　龍二
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
滋賀県東近江市蛇溝町1046番地
破産者　東藤　雅弘
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５７号
滋賀県彦根市野田山町1064番地５
破産者　酒井　健司
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部